

## ICTを活用した様々な不登校児童生徒の学習支援事業に係る賃貸借契約仕様書

本仕様書は、本事業実施に係る賃貸借契約を締結するにあたり必要な事項を定める。

### 1 賃貸借契約の内容

(1) 名称

ICTを活用した様々な不登校児童生徒の学習支援事業に係る賃貸借契約

(2) 内容

下記事業の実施に必要な学習教材に係る賃貸借

京都市立中学校に在籍し引きこもり傾向と認める不登校等の生徒（1～3年生：想定20名）を対象とするインターネットを活用した学習教材提供及び学習支援

(3) 契約期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

### 2 業務実施の場所・環境

対象者が所有するインターネット環境を用いた学習支援。

OS環境：Windows, iOS, Android

インターネットブラウザ：IE, Safari, Chrome, Edgeに対応すること。

上記環境にて、新たなソフト等を導入せずに利用できる学習システムであること。

### 3 学習教材等の詳細

(1) 学習指導要領及び本市採択教科書に準拠した学習教材を提供できること。

(2) 小学校4～6学年の各学年を対象とする国語・算数・英語・理科・社会の5教科以上及び中学校全学年の各学年を対象とする国語・数学・英語・理科・社会の5教科以上の教材を提供できること。また、学年間の移動を費用増額なく簡便に設定できること。

(3) 学習履歴や正答率等を集約することによって、利用する児童生徒の学習空白や不得手とする教科、分野を把握し、適切な対応を当人に行うことができるシステムを提供すること。

(4) 自学自習の補助として、動画やアニメーション、授業映像等、ICTを十分に活用した学習支援が行えるシステムであること。また、使用者が興味を持ち継続的に取り組む仕組みが盛り込まれていること。

(5) 学校教職員、指導者や教育委員会関係者が当該学習履歴や進捗について容易に把握できるシステムとするとともに、これら関係者と不登校児童生徒・保護者と関係を深めるためのICT機能やその他の仕組みを有すること。

(6) 上記(5)とは別に、定期的にシステムの利用状況を集約し教育委員会に情報提供すること。

(7) 対象者が滞りなくシステムを利用できるよう、必要に応じて操作説明会に参画するほか、問題発生時の対応窓口を開設すること。その他、説明会や学校関係者用の臨時的システム利用等にも対応できること。

- (8) システムは24時間稼働可能であること。ただし、貸貸人の営業時間外に対応の必要な問題が発生した場合は、翌営業日に対応すること。
- (9) 教員・指導者が、利用する児童生徒への適切な支援を行うため、当該ICT学習支援教材（問題・回答等）について、別途紙資料にて必要部数を提供すること。

#### 4 経費

1,100,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を上限とし、次の各項目を含むものとする。

- ・ 想定人数に応じたICT学習支援教材に係る使用料
- ・ 学校等向けの説明会や問題発生時の対応窓口に関する費用

#### 5 その他

(1) 法令遵守

本業務の実施に当たり関係法令を遵守すること。

(2) 秘密の保持

本業務の実施において知り得た施設管理者等の本市、使用者及び関係者の個人情報等について、無断で第三者に遺漏しないこと。

(3) 契約締結の留意事項

契約締結を行う際に、京都市暴力団排除条例、同施行規則、京都市における暴力団排除措置基準に基づく誓約書を求めることがある。

(4) 安全管理・事故発生時の対応

本業務の実施に当たり安全管理に万全を期すこと。災害・事故等が発生した場合、緊急に必要な措置を行うとともに、速やかに報告書及び資料を作成し、京都市教育委員会に報告し、その指示に従うこと。

(5) 誠実な対応

業務の内容と重要性を十分認識し、使用者の信用を得られるよう、関係者に対して誠実に対応すること。

(6) 契約の締結にあたっては、本市標準契約書「賃貸借契約書」を使用するものとする。

ただし、第9条（途中解約）の規定は本賃貸物件に関し適用しないものとする。

(7) 貸貸人は、賃借人がシステムの使用に関して被った損害やシステムの使用不能により被った損害について、責任を負わないものとする。また、この契約に関して、賃借人が被った損害について貸貸人が損害賠償責任を負う場合において、その額は頭書に記載された賃貸借料を限度とする。ただし、賃借人の責に帰すべき事由により生じた場合を除き、秘密保持および個人情報の保護に関する義務についての違反により、賃借人が損害を被ったときは、貸貸人は相当因果関係の範囲で賃借人に対し損害賠償責任を負う。